

「ネット上の違法有害情報対策セミナーin 沖縄」(2013年1月31日～2月1日開催)  
について

どこの国においてもインターネット上の違法有害情報については、頭の痛い問題として日々大きくなっています。日本においても同様に、ここ数年特に青少年に対する違法有害情報対策は世界に先駆けて行われて来ました。

2007年12月10日、当時の増田総務大臣によって携帯キャリアに対し青少年の利用については、意思確認を行った上で原則フィルタリングを適用するよう要請が行われました。この事は当時大きくニュースとして取り扱われましたのでご存じの方も多いと思います。

実は、この一件がその後の「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下ネット規制法)の制定へとつながり、その後一連の団体(安心ネットづくり促進協議会やEMA、ICSAなど)が発足する契機となりました。筆者の考えるところでは、そもそも2006年の国会(衆議院)における質問がその発端となっているように思われます。

<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/8-siryou1.pdf>

ここで、携帯電話のフィルタリングに関する質問が行われました。その後、インターネット上の有害情報対策(cf.違法情報は他の法律等により対応可能)、特に青少年に対応したものが急激に話題となり、かつ実装されていくようになります。

そしてネット規制法は2008年6月11日に可決成立するのですが、この法案の原案については日本の憲法を読んだことがないのかと思われるような内容が記されており、関係者の間でも大きな問題となりました。一つは「有害情報に関する例示」がされており、これは国が「表現の自由」を侵害しかねないものでした。また、事前通告なしにISP等への立ち入り検査を行うという「検閲」とも考えられる恐るべき法案がまさに審議されようとしている怖い法律だったのです。衆議院通過後も6月11日の参議院にて可決されるまで、付帯条項が付く付かない、またその内容がどういうものかを巡って関係者間で物議を醸しました。

法案そのものは何とかあったものの翌年の4月施行後3年での見直し規定が入っており、2012年に見直しがされましたが、特に改変されることなく現在に至っております。

その一方で、違法情報である児童ポルノサイトのブロッキングが大きな課題となりました。先のネット規制法の内容が一段落したその直後の2008年5月、読売新聞に「児童ポルノサイト対策としてブロッキング」が考えられていることが掲載されます。この件についてはISPのみならず違法有害情報対策を行ってきたものとしては寝耳に水で、ISPの担当者によっては、せつかくの連休を返上して対応に追われたとも聞いております。その後、安心ネットづくり促進協議会内にこの問題に関するWGが作られ、法的整理がなされ2010年6月にその報告が行われました。(詳細はこのセミナーにて解説いたします。)そして、その報告に基づいて2011年4月、ついに導入が始まり、「通信の秘密」の侵害をあえて乗

り越えて対策がされております。しかし、この「ブロッキング」と「フィルタリング」。機能としてはよく似ているため、その差をはっきりと認識されている方は非常に少ないのではないかと思います。「ブロッキング」は「表現の自由」「国民の知る権利」および「通信の秘密」と大きく関わる深刻な問題であり、本来は国民的議論があってしかるべき課題だと思われるのですが、技術的にも理解が容易なことではないため大勢の議論を経ることなく導入されて来ました。これは、民主主義国日本のネットワークのいわば「パンドラの箱」だったのですが、この導入はその箱のふたを開けてしまったと言っても過言ではないと考えます。

今回のこのセミナーでは、特に意見交換会においてこの 5 年あまりに起こった一連の違法情報対策に関して、その実務に携わり、あるいは各種団体の設立用に関わった方その人にご参集頂き、普段聞くことの出来ない「裏話」等を語って頂く集いにしたいと考え企画した次第でございます。

よって、内容的には到底東京では開催できない、あるいはしても語れない内容も含まれることと期待しておりますので、是非ともこの機会にご参加頂きそれぞれの専門家に質問をぶつけるなどしてこの問題に関する理解を深めて頂き、今後日本としてこれら問題に対してどうしていくべきかを考え行動する糧として頂ければ幸いです。